

京都府地球温暖化対策条例の概要

1 条例の目標

長期的展望に立ちつつ、段階的な温室効果ガス排出量削減目標を規定。

- 長期目標：2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ
- 当面の目標：2030年度に平成25（2013）年度比40%以上削減

2 条例の主な規定

◎13分野での地球温暖化対策を規定

- ①府による対策 ②事業活動 ③建築物 ④緑化の推進 ⑤自動車交通 ⑥電気機器
- ⑦再生可能エネルギー ⑧環境物品等の購入 ⑨廃棄物の発生抑制 ⑩環境教育及び環境学習の推進 ⑪森林の保全・整備 ⑫環境技術・環境産業の育成 ⑬国際協力の推進

◎主な内容

(1) 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な排出事業者や大規模な建築物の新築等を行おうとする者に、計画書及び実績報告書等の提出を求め、府がその内容を公表。

<計画書・報告書等の内容>

- ①大規模事業者＝事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置・削減目標等
- ②大規模建築主＝建築物の環境性能向上のために行う措置の内容等
- ③大規模建築主＝屋上及び敷地の緑化に関する措置の内容等
- ④電気事業者＝温室効果ガス削減のための措置の内容等

(2) 大規模事業者の環境マネジメントシステム導入義務

特定事業者（エネルギー使用量が原油換算で1,500kl/年以上の事業者等）に対して、環境マネジメントシステムの導入を義務化。

(3) 大規模建築物における府内産木材等の使用義務

特定建築物（延床面積が2,000m²以上の建築物）の新増築時においては、一定量以上の再生可能エネルギー及び府内産木材等の使用を義務化。

(4) 大規模建築物における屋上等の緑化義務

市街化区域のうち、知事が市町村長と協議して定める地域（特定緑化地域）において、1,000m²以上の建築物を新築等する者は、建築物及びその敷地の一定面積以上の緑化を義務化。

(5) アイドリング・ストップ

- ・自動車運転者＝遵守義務
- ・事業者＝従業員への指導義務
- ・500m²以上の駐車場の設置者・管理者＝利用者への周知義務（看板の設置等）

(6) 環境情報の提供

- ・自動車販売店＝新車の環境情報の説明義務
- ・特定電気機器等（エアコン、テレビ、冷蔵庫等）の販売店＝省エネラベルの表示、省エネ性能の説明義務

(7) 人材認定制度（エコマイスター制度）

事業所等において地球温暖化対策を推進する者の選任・届出

- ・エコカーマイスター（大規模な自動車販売店における新車に係る環境情報の説明の推進者）
- ・省エネマイスター（大規模な家電販売店における特定の電気機器等の省エネ性能の表示説明の推進者）
- ・エコドライブマイスター（大規模な事業所におけるエコドライブの推進者）

(8) 冷媒用代替フロンの管理の適正化

- ・特定事業者に対して、冷媒用代替フロンの使用の状況等に係る報告を求め、府がその内容を公表。

(9) その他

- ・地球温暖化対策に積極的に取り組む事業者、府民及び環境保全活動団体を顕彰等